

運委参第109号  
平成30年10月25日

国土交通大臣  
石井 啓一 殿

運輸安全委員会  
委員長 中橋 和博

長野県消防防災航空センター所属ベル式412EP型JA97NA  
の航空事故に係る意見について

本航空事故において、機長は、既往歴及び手術歴があり、投薬治療中であつたものと推定されるが、これらについて自己申告のないまま航空身体検査証明を受けていたものと認められる。航空身体検査証明は、申請者から正しい申告が行われないと身体検査基準に適合しているか否かの適切な判定は困難である。

このため、運輸安全委員会は、本事故調査において判明した事項を踏まえ、航空の安全を図るため、国土交通大臣に対して、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じた場合は、その内容について通知方よりしくお取り計らい願いたい。

#### 記

国土交通省航空局は、航空機乗組員に対して、航空身体検査証明の申請に際しては自己申告を正しく行うこと、及び航空身体検査証明の有効期間中であっても身体検査基準への適合性が疑われる身体状態となったときには航空業務を中止して指定航空身体検査医等の指示を受けることについて、指導を徹底する必要がある。